ロ　次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第三号の三ロからニまで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及びニ、第六号ハ及びホ並びに第七号ニ及びリに掲げる事項　当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ　次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の三ホ及びヘ、第四号ニ、第五号ホ(1)及びヘ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

ニ・ホ　（略）

二・三　（略）

（記録する事項）

第十二条の七の五　法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三　（略）

三の二　令第七条の二に規定する令第七条第十号の二に掲げる施設　処分した廃水銀等の各月ごとの数量

三の三　令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　第十二条の七第十四項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　当該測定の結果及び第十二条の七第十四項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ　第十二条の七第十四項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ニ　第十二条の七第十四項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ホ　第十二条の七第十四項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ　第十二条の七第十四項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行つた年月日

四　令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　第十二条の七第十五項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ、第十六項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十七項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

ハ　第十二条の七第十五項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ及びヲ、第十六項第二号ヘ、第三号ヘ及びヲ、第四号ヌ並びに第五号ト及びワ、第十七項第二号の規定によりその例によることとされた第十五項第三号ホ並びに第十七項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ロ　次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第三号の二ロからニまで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及びニ、第六号ハ及びホ並びに第七号ニ及びリに掲げる事項　当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ　次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の二ホ及びヘ、第四号ニ、第五号ホ(1)及びヘ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

ニ・ホ　（略）

二・三　（略）

（記録する事項）

第十二条の七の五　法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三　（略）

（新設）

三の二　令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　第十二条の七第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　当該測定の結果及び第十二条の七第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ　第十二条の七第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ニ　第十二条の七第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ホ　第十二条の七第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ　第十二条の七第十三項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行つた年月日

四　令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　第十二条の七第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ、第十五項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

ハ　第十二条の七第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ及びヲ、第十五項第二号ヘ、第三号ヘ及びヲ、第四号ヌ並びに第五号ト及びワ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされた第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）